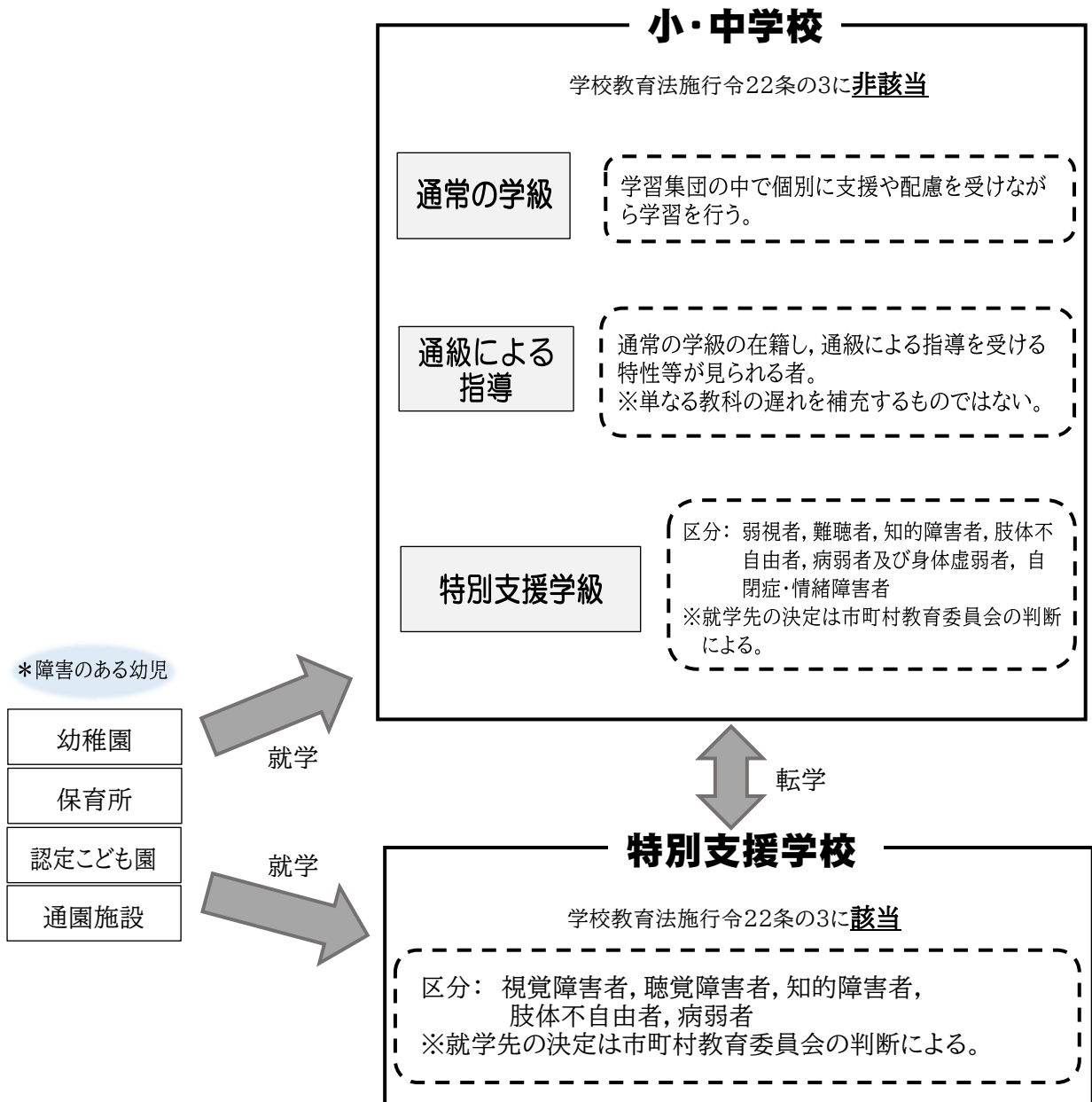


## II 障害のある子供の学びの場

### 1 障害のある子供の就学先



#### 《 教えて！ Q&A 》

Q 宮城県で、特別支援教育を受けている児童生徒はどれぐらいいますか？

A 令和元年度 宮城県内において、特別支援教育を受けている児童生徒は、次のとおりです。

(令和元年4月現在)

特別支援学校の児童生徒は2,670人、特別支援学級の児童生徒は3,435人、通級による指導を受けている児童生徒3,219人です。そのうち、小学1年生は763人です。

その他にも、通常の学級の中で必要な支援や配慮を受けながら学習している児童生徒もいます。

## 2 通級による指導

通常の学級に在籍し、授業にも概ね参加することができるものの、一部特別な指導が必要な児童生徒が対象になります。教室環境の整備や学習への配慮だけでは落ち着いて学校生活を送ることができない場合に、個別に学習する形態です。学習の内容等については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成することが義務付けられており、本人・保護者と共通理解を図り作成する必要があります。通級による指導は、子供の自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人一人の実態や状況に応じた学習内容を扱うものであり、在籍学級での学習の遅れを補ったり、授業の予習や復習を行ったりするものではありません。

### (1)対象となる障害区分と程度

指導の対象となる児童生徒の判断は、市町村教育委員会又は校内支援委員会で行われます。対象となる障害の程度区分は次のとおりです。なお、知的障害がないことが前提となります。

区分	障害の程度
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常での学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声と解することが困難な程度の者で、通常での学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。
肢体不自由者 病弱者・身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常での学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常での学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
情緒障害者	主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、通常での学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものはない者に限る)で、通常での学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者。
注意欠陥多動性障害者(ADHD)	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
学習障害者(LD)	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

【表1 平成25年10月4日付文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】

### (2)指導の形態

通級による指導は、対象となる児童生徒の実態等を踏まえて、特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の内容を参考に行われます。授業時数は年間35～280単位時間を標準とします。(週当たり1～8時間相当)

なお、対象となる児童生徒の在籍校に通級による指導を行っていない場合は、他校にある通級による指導で学習する場合や通級担当の教員が巡回して指導を行うこともあります。

### (3)留意事項

通級による指導での学習の様子について、担任を含め関係する教員間で定期的に情報を共有しながら、該当児童生徒の課題や支援の在り方について検討していくことが大切です。

### 3 特別支援学級

小・中学校に在籍している下記の程度の障害がある児童生徒が対象となります。特別な支援を必要とするため、それぞれの障害の状態に合わせ、各教科等による指導、総合的な学習の時間、知的な遅れがある場合は、各教科等を合わせて指導することも含めて教育課程を編成し、実態に合わせた手立てを講じて指導を行います。

本県には、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒障害の児童生徒を対象とした特別支援学級があります。

#### (1)対象となる障害区分と程度

対象となる障害の程度区分は次のとおりです。指導の対象となる児童生徒についての判断は、市町村教育委員会が行います。

区分	障害の程度
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識は困難な程度のもの。
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話し声を理解することが困難な程度のもの。
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のものである。
肢体不自由者	補装具によっても歩行や日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のものである。
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のものである。 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のものである。
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のものである。 二 主として心理的な要因である選択性緘黙等があるもので、社会生活への適応が困難であるものである。

【表2 平成25年10月4日付文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】

#### (2)指導の形態

- ・ 在籍する児童生徒の障害の状態により、特別支援学級で学習を行う教科と協力学級の児童生徒と一緒に学習を行う教科を設定しています。
- ・ 知的な遅れがない場合でも、自立活動の指導を行います。

※自立活動とは、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うための学習です。

#### (3)留意事項

児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、実態に応じてねらいを設定し、指導を行います。

## 4 特別支援学校

学校教育法施行令22条の3に定められた程度の障害のある子供を対象とし、個別の課題やニーズに応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、指導・支援に当たっています。

本県では、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者を対象とした特別支援学校が設置されています。

### (1)対象となる障害区分と程度

指導の対象となる児童生徒の判断は、市町村教育委員会で行われます。対象となる障害の程度区分は次のとおりです。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のももの。
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のももの。
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のももの。 二 知的発達の遅滞の程度が全号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なももの。
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のももの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のももの。
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、心臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とするももの。 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のももの。

【表3 学校教育法施行令22条の3】

### (2)指導の形態

- ・ 知的障害を伴わない、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校では、小・中学校の各教科等に準ずる教育が行われています。
- ・ 知的障害のある児童生徒は、障害の状態に合わせて教育課程が編成されており、各教科等の指導の他に各教科等を合わせた指導(日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習)の中で、生活する力や社会生活を送る上で必要な力を培うための学習内容が設定されています。

### (3)留意点

- ・ 知的障害特別支援学校は、居住する地域によって学区が設定されています。
- ・ 県立高等学園は県内に3校設置されており、学区はなく、軽度の知的障害のある生徒が対象です。
- ・ 肢体不自由を対象とする学校は1校、病弱を対象とする学校は3校(病院併置)あります(内、病弱と知的障害を併置している学校2校、病弱と肢体不自由を併置している学校1校)。